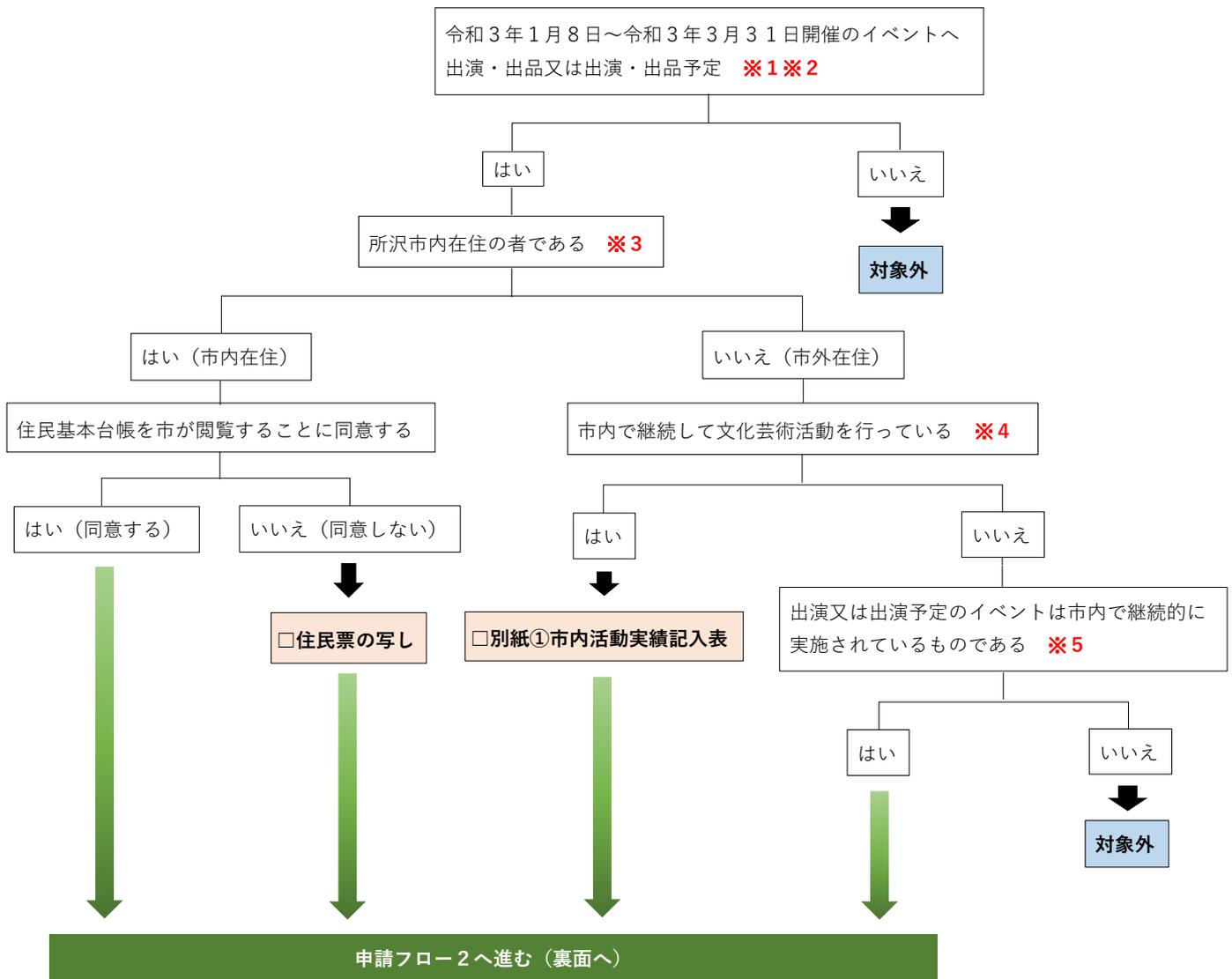


# 申請フロー 1



※1：文化芸術活動（音楽・絵画・バレエ・演劇・アート展・能など）に関する、不特定多数の者を対象としたイベント

注）令和3年1月8日～令和3年3月31日の市内又は市外を会場としたイベント

注）令和3年2月12日以降に企画されたイベントは対象外

注）午後8時から午前5時までに開催されるイベントは対象外

注）飲食を主たる目的とする活動や、ヨガ・フィットネス等の健康増進を目的としたイベントは対象外

注）会員制・招待制のイベントは原則対象外

※2：出演者、出品者その他の実演家又は舞台、照明、音響その他の技術スタッフとしてイベントに携わる者であること

※3：令和3年1月8日～申請日の期間において継続して所沢市内に住民登録されていること

※4：過去3年間に年平均1回以上、収入を伴うイベント出演等の活動を所沢市内で行っていること

【具体的な活動期間は下記のとおり】

①平成30年1月～令和3年3月に所沢市内を会場とし、3回以上文化芸術活動を行った

②平成29年1月～令和2年3月に所沢市内を会場とし、3回以上文化芸術活動を行った

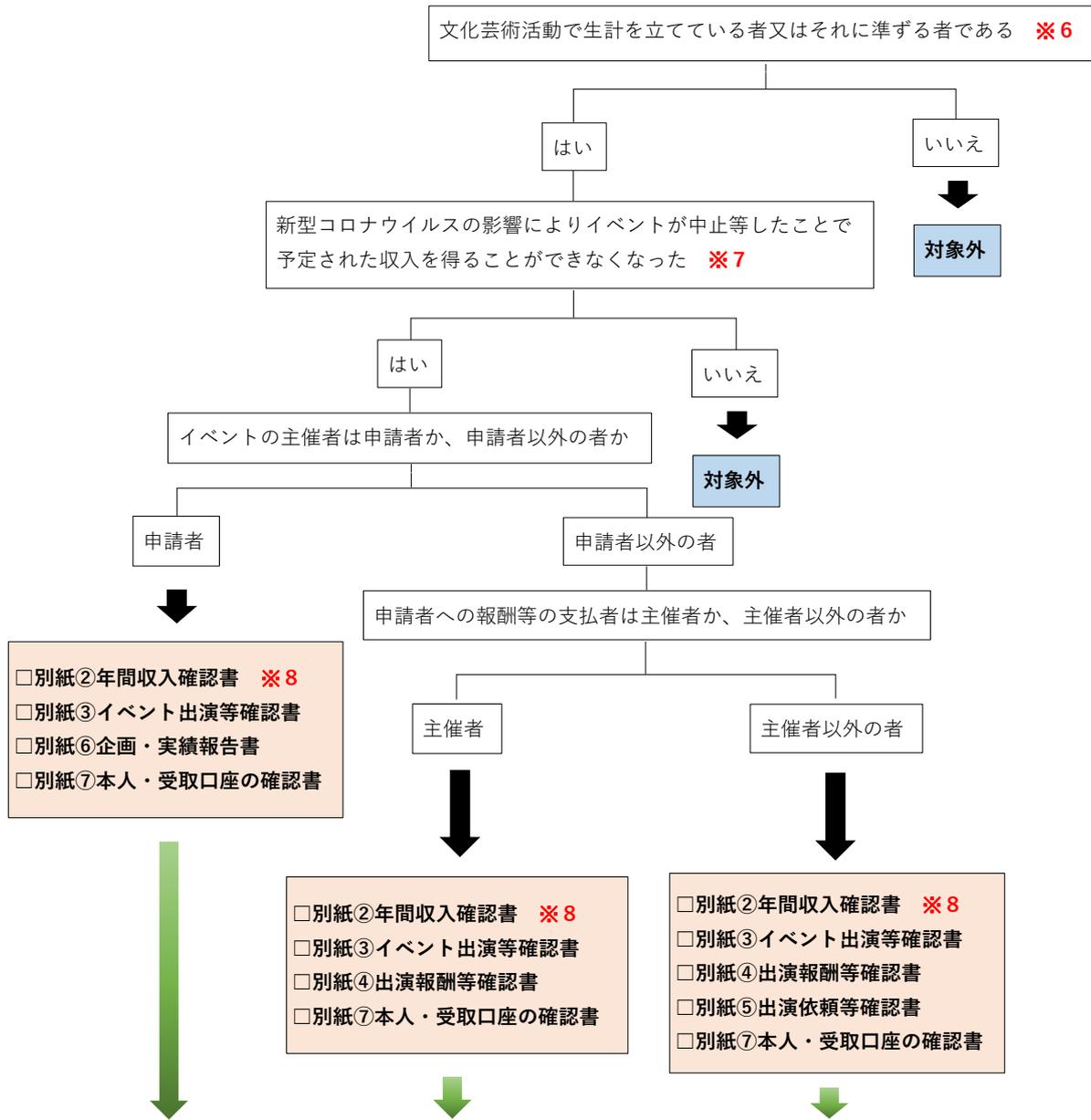
③平成28年9月～令和3年3月に所沢市民文化センター・ミュージズを会場とし、3回以上文化芸術活動を行った

④平成27年9月～令和2年3月に所沢市民文化センター・ミュージズを会場とし、3回以上文化芸術活動を行った

⑤その他、一定の期間継続して、所沢市内を会場として文化芸術活動を行った

※5：上の①～④の期間・会場において、6回以上継続的に実施されているイベント

## 申請フロー 2



申請書と併せて、申請フロー 1 と申請フロー 2 で該当する添付資料を提出してください  
※申請フロー 1、申請フロー 2 の一方又は双方で「対象外」となる方は支援金の対象外です

※6：文化芸術活動による収入が年間収入の概ね3分の1以上である者

注）原則、令和元年（平成31年・2019年）の収入で判断

注）税法上の扶養となっている場合は対象外

※7：開催されたが、新型コロナウイルスの影響による観客の減少等により、申請者の収入が減少した

：開催されたが、新型コロナウイルスに感染した又は濃厚接触者となった等の理由で申請者の出演がキャンセルされ、収入を喪失した又は収入が減少した

：新型コロナウイルスの影響で開催が中止となり、申請者が収入を喪失した又は申請者の収入が減少した

：新型コロナウイルスの影響で開催が延期となり、申請者が収入を喪失した又は申請者の収入が減少した

※8：確定申告書、収支内訳書、源泉徴収票等を貼付